

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関する意見募集について

平成 19 年 8 月 3 日
内閣府男女共同参画局

1 意見募集の目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 2 において、主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。

現行の基本方針は、平成 16 年 12 月 2 日に策定したものであり、策定後 3 年を目途に見直すこととなっています。

また、本年 7 月には議員立法により配偶者暴力防止法の一部改正法が成立しました（平成 20 年 1 月 11 日施行）。

つきましては、同改正法の趣旨を踏まえ、基本方針の改定に向けた検討を行っていくに当たり、国民の皆様から広く意見を募集します。

2 募集する意見について

基本方針の改定に向け、意見を募集します。現行の基本方針は内閣府ホームページ（http://www.gender.go.jp/main_contents/category/index_kihon.html）を御覧下さい。また、改正法の概要は別添のとおりですが、詳細については同ホームページ（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv1907.html>）に掲載してありますので、併せて御覧下さい。

3 意見募集期間

平成 19 年 8 月 3 日（金）～平成 19 年 9 月 10 日（月）（期間内必着）

4 意見提出要領

- （1）御意見の提出は、氏名又は団体名、住所（市区町村までで結構です。）性別、年齢、職業を明記した上、内閣府男女共同参画局のホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）郵送、または F A X にてお送り下さい。
- （2）御意見の内容が現行の基本方針のどの部分に対する御意見なのかを明示するため、項目を別紙から選択してください。現行の基本方針のいずれにも関連しない御意見の場合は、「その他」を選択してください。
- （3）御意見の文字数は、1,000 文字以内を目安とし、1つの項目につき用紙 1 枚（又は数枚）を使用してください。

なお、電話による御意見の提出は御遠慮下さい。また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承下さい。

5 意見提出先

内閣府男女共同参画局

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関する意見募集係

郵 送：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

F A X：03 - 3592 - 0408

6 意見の活用

いただいた御意見については、氏名又は団体名、住所を伏せた上で、会議の場等において利用し、また公表することがあります。

(様式)

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関する意見

氏名又は団体名 _____

住所（市区町村までで結構です） _____

性別（該当する方に○をつけてください） 男 ・ 女

年齡 _____ 職業 _____

御意見の内容（１，０００字程度を目安としてください。）

足りない場合は、次のページに御記入ください。

項目ごとに別の用紙を御使用ください。

項目番号		項目名	
------	--	-----	--

【送付先】内閣府男女共同参画局

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関する意見募集係

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

FAX 03-3592-0408

項目番号及び項目名

- 1 基本方針の全般について
- 2 配偶者からの暴力についての通報について
- 3 被害者からの相談について
- 4 被害者に対する医学的又は心理学的な指導について
- 5 被害者の一時保護・保護について
- 6 被害者の自立の支援について
- 7 保護命令制度の利用について
- 8 関係機関の連携協力について
- 9 職務関係者による配慮・研修について
- 1 0 被害者からの苦情の処理について
- 1 1 配偶者からの暴力の防止に関する教育啓発について
- 1 2 調査研究の推進について
- 1 3 民間団体に対する援助・連携について
- 1 4 その他（上記以外の内容について）